は次のとおりです。 度決算に基づく長島町の状況 公債費比率、 健全化判断比率(実質赤字比 前年度の決算を提出した後、 政健全化法)では、 政 行された「 務付けられました。平成23年 足 (の健全化に関する法律」(財 比率を公表することが義 連結実質赤字比率、実質 公営企業会計の資金不 21 年4月1日から全面 地方公共団体の財 将来負担比率) 毎年度、

実質赤字比率 健全化判断比率

準財政規模)に占める比率 質的な赤字額が、標準的な でした。 赤字比率は算定されません 計などは黒字のため、 を表します。本町の一般会 治体の一般財源の規模 状態で収入が見込まれる自 指標で、一般会計などの実 各年度の経営状況を示 (標

②連結実質赤字比率

営状況を示す指標で、

各公営

の公営企業ごとの各年度の経

簡易水道や下水道事業など

2

資金不足比率

に占める比率をあらわして の赤字額が、標準財政規模 体のすべての会計を通して るのに対し、こちらは自治 などの実質的な赤字額であ 実質赤字比率が一般会計 本町の全ての会計

字比率は算定されませんでは黒字のため、連結実質赤

成

年6月に公布され

③実質公債費比

指標で、 の返済や利息の支払などに されます。 を大きく下回っています。 なり、早期健全化基準25% 質公債費比率は10・1%と 要する経費です。 治体が発行した町債の元本 、負担の度合いを判断する 3カ年の平均で示 の公債費による財 公債費とは、自 本町の実

④将来負担比率

判断比率のうちいずれか1

基準」です。4つの健全化 に相当するのが「財政再生

化計画」を策定し、

自主的

団体」となり、「財政健全 以上となると「早期健全化 つでも「早期健全化基準」

く下回っています。 化基準 (350%) 17・2%となり、早期健全 にあたるかを示す指 なければならない財政 自治体が将来に支出し 本町の将来負担比率は 、標準財政規模の何倍ればならない財政負治体が将来に支出しな を大き 標で

○長島町の平成 23 年度決算に基づく各指標

★健全化判断比率

模)に占める比率を表しま の事業の規模(料金収入の規 企業の資金の不足額が各企業

本町の公営企業に資金不

資金不足比率は算定されませ 足が生じなかったことから、

(単位:%) 平成 23 年度指標 平成22年度(参考) 早期健全化基準 財政再生基準 ①実質赤字比率 -(*)-(*)14.60 20.00 ②連結実質赤字比率 -(*)-(*)30.00 19.60 ③実質公債費比率 10.10 11.20 25.00 35.00 ④将来負担比率 17.20 42.50 350.00

(※)「<mark>実質赤字比率</mark>」および「<mark>連結実質赤字比率</mark>」で指標(%)の表記がない(「-」 で表記している)のは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

れば

★資金不足比率			(単位:%)
	平成 23 年度指標	平成22年度(参考)	経営健全化基準
簡易水道特別会計	- 資金不足額 - 無し	資金不足額 無し	20.00
諸浦港埠頭特別会計			
農業集落排水特別会計			
漁業集落環境整備特別会計			
特定地域生活排水処理特別会計			

政再生基準」以上となると ばなりません。同様に「財 期健全化に取り組まなけれ な改善努力による財政の早

財政再生団体」となり、

り、「経営健全化計画」を 全化に取り組まなけ 策定し、公営企業の経営健 と「経営健全化団体」とな 営健全化基準」以上になる なければなりません。 確実な財政の再生を実行し 財政再生計画」を策定し、 また、資金不足比率が「経 県の強力な関与の下で

に標を公表します

◎問い合わせ先 **8**6 1 1 1 課 財 政

(内線1253)

)各指標の基準

ドに相当するのが「早期健

に例えると、イエローカー

各指標の基準をサッカ

全化基準」および「経営健

全化基準」。

レッドカード

係